

第3章 水環境

1 水環境の概況

河川は地域の社会経済活動のみならず、日常生活とも密接な関係を持ち、水道水・農業用水・工業用水などとして広範囲に利用されています。また、河川は優れた自然景観及び身近な水辺環境を構成する上で重要な要素であり、その水質については極めて高い関心が寄せられています。

河川の水質については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準（行政上の目標値）が定められています。

環境基準は、「人の健康の保護に関する項目（以下「健康項目」という。）」と、「生活環境保全に関する項目（以下「生活環境項目」という。）」の2種類から成り立っています。

2 河川水質の調査結果

（1）健康項目調査

カドミウムやシアンなどの有害物質全27項目について、市内の15河川（日野川、吉野瀬川、浅水川、御清水川、河濯川、小松川、月尾川、岡本川、鞍谷川、服部川、天王川、春日野川、穴田川、沖田川、大塩谷川）のうち、毎年5河川の調査を実施しています。（資料編 表3-9）

令和元年度は、日野川、吉野瀬川、鞍谷川、浅水川、御清水川で調査した結果（表3-2）、環境基準達成率は99.3%でした。（国内達成率99.1%：令和元年12月環境省発表）

表3-2 令和元年度健康項目調査結果

河川名	調査月	基準達成数
日野川	8月	27/27
吉野瀬川	8月	27/27
鞍谷川	8月	27/27
浅水川	8月	27/27
御清水川	8月	26/27

「健康項目」とは、工場排水等に起因する有害物質（全27項目）に関する基準で、すべての公共用水域において一律に適用され、達成し維持されることが望ましい基準です。（資料編表3-1）

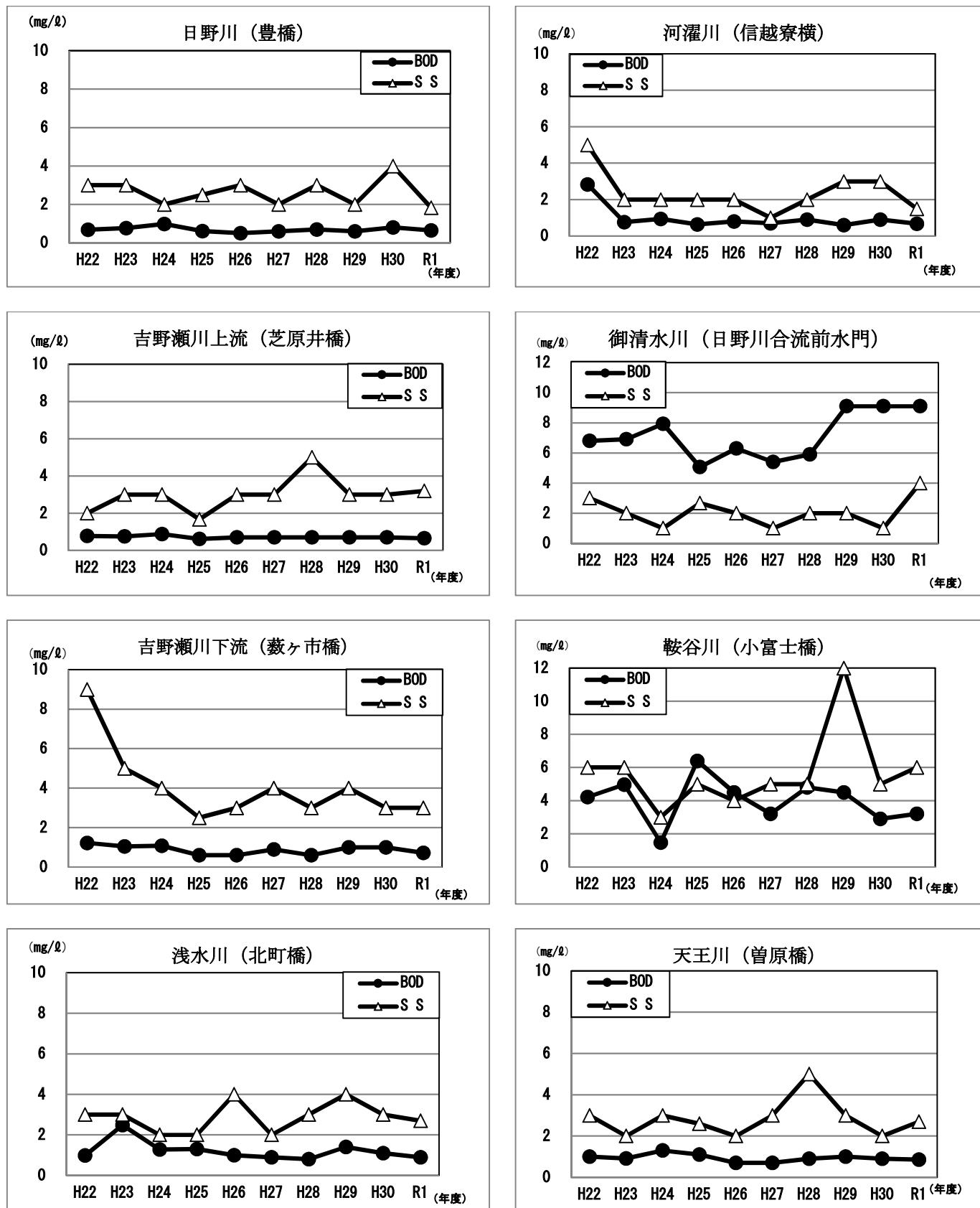
また、「生活環境項目」とは、水道・農業・工業用水などの利用目的に応じて県知事により定められた公共用水域の類型（AA～E）ごとに基準値が定められているもので、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）等全9項目について、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準です。（資料編表3-2）

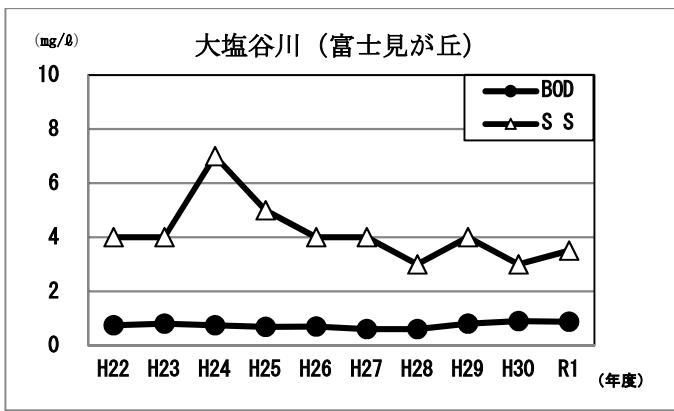
（2）生活環境項目調査（一般調査）

生活環境項目全9項目のなかで河川に適用される5項目について、令和元年度は、市内9河川（11地点）で年6回（隔月）、調査を実施しました。（図3-2-1）なお、調査した河川全てにおいて、pH、DO、SSについては全ての河川において環境基準を満たしていました。（BOD 国内達成率94.6%：令和元年12月環境省発表）

また、大腸菌群数が日野川、吉野瀬川、天王川及び浅水川で、一部適合していない地点がありました。（資料編表3-11）大腸菌群数については、国の中環境審議会においても指標としての意義や適切な対策について議論があり、環境省においても基準の見直しも含めた検討が行なわれていますが、具体的な考え方や対策案は示されていないのが現状です。本市では下水処理設備の整備と接続が大腸菌群数の減少につながると考え、汚水処理人口普及率の向上に努めています。

図 3-2-1 河川水質調査経年変化グラフ（生活環境項目）





(3) 生活環境項目調査（流域調査）

図3-2-2の9河川及び、これに小松川、春日野川、服部川、水間川、月尾川、岡本川、不老川、沖田川を加えた17河川について、上流から下流地点での水質を調査し監視を行っています。

なお、上記のうち、環境基準が設定されている河川については概ね基準に適合しており、それ以外の河川についても概ね良好な水質でした。（資料編表3-13～表3-23）

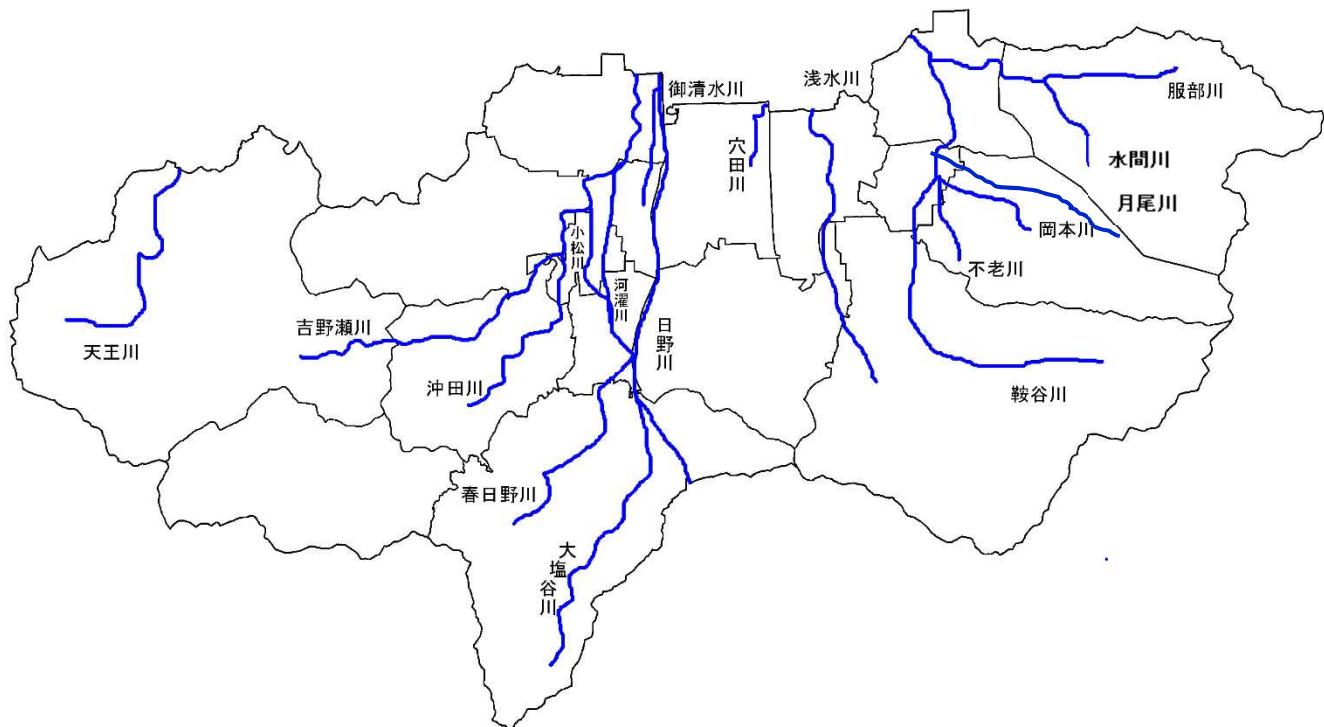


図3-2-2 市内の主要な河川の位置

3 水質に関する規制

(1) 水質汚濁防止法に基づく規制

特定施設を設置する工場・事業所（以下「特定事業場」という）が規制対象となり、有害物質として、カドミウム等 28 項目（資料編表 3-7）、生活環境項目として、BOD 等 15 項目（資料編表 3-8）について排水基準が適用されます。

なお、有害物質の排水基準は全ての特定事業所に対し、生活環境項目の排水基準は、排出水量 50 m³/日以上の特定事業場に対し、それぞれ適用されます。

(2) 福井県公害防止条例に基づく規制

① 上乗せ排水基準

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項により、生活環境の保全にあたり県がより厳しい排水基準を条例により設定できます。これに基づき、福井県は、九頭竜川水域において、BOD および SS に係る上乗せ排水基準（資料編表 3-9）を規定しています。

② 特定工場

一日あたりの通常の排出水量が 3000 m³（製紙業の場合 2000 m³）の工場、事業所を特定工場と定め、知事への届出を義務付けるとともに、排出水の濃度および負荷量を規制しています。

③ 汚水および廃液に係る特定施設

有害物質を使用し、または排出する施設（資料編表 3-6）の届出を義務付けています。

また、条例に基づく特定工場および特定施設において汚水等の量および濃度等を測定結果の記録に加えて、その記録の保存が義務付けられています。

(3) 環境保全（公害防止）協定に基づく規制

本市は令和 2 年 3 月 31 日現在、市内 67 事業所と協定を締結し、法・条例より、厳しい排水基準を設定しています。なお協定では、環境への影響が考えられる施設の設置にあたっては、事前協議または届出を義務付けており、事業場からの水質汚濁の未然防止に努めています。

また、協定を締結している事業所の一部で排水調

査を行い、排水処理施設の維持管理状況や排水基準適合状況の確認を実施しています。令和元年度では、市の立入調査等における協定基準違反は 5 事業所、県調査における法及び条例に係る排水基準違反は 2 事業所でした。違反の内容は、水温、透視度、pH、BOD あるいは SS が排出基準を超過していたもので、改善指導を行いました。



図 3-3 協定締結事業所付近の河川水質影響調査

(4) その他ゴルフ場における農薬の規制

ゴルフ場では、芝生の維持管理のため、殺虫剤、殺菌剤、除草剤等が使用されていることが多いことから、県は、平成 2 年 4 月に「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を策定し、事業者に対し、水質測定の義務や、魚毒性の高い農薬の使用禁止等の規制をしています。

また、環境省では、都道府県に対し、ゴルフ場で使用される農薬について、水質調査の方法や、ゴルフ場の排水口において遵守すべき農薬濃度の指針値を定めた「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」（平成 2 年 5 月 24 日付）を定めています。